

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 30 日（水）

令和 7 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 30 日（水）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 F 会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 35 号 非農地証明願について
- 第 3 議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 4 議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 第 5 議案第 38 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 6 議案第 39 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 7 議案第 40 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第 8 報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 9 報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 10 報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告につい
て

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 4	内田	信行	君

欠席委員 7 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時03分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、7 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。8 番原田勝幸委員、11番杉本剛昭委員以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第34号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

6 番今井委員より報告をお願いいたします。

○6 番（今井英夫君） 議案第34号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 7 月11日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、現況畑、552㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び車両置場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砂利敷とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、隣接する境界に単管パイプと鋼板を使用した土留を新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請地については、農業振興地域内にありますが、農用地区域には指定されておらず、第 2 種農地と判断しております。また、登記地目は、雑種地ですが、現況が畑ということで、農地法の規制がかかるということになります。また、令和

7年第5回農業委員会総会にて、報告第14号において、申請地については、特定農地貸し付け廃止の届出の報告が出されています。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 農業振興地域だけれども、農用地区域には指定されていないと言うことですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本市には、赤羽根、芹沢、萩園、柳島の4つの農業振興地域があります。そのうち柳島だけ、農用地区域に指定されている農地がありません。

○13番（村越重芳君） 道の駅やスポーツ広場になった場所も農用地区域に指定されていないということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 農用地区域に指定されていない、いわゆる、農振白と言われています。

○13番（村越重芳君） はい、分かりました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第35号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

10番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第35号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和7年7月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、701㎡でございます。

当該地は、10年以上前から山林または駐車場となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。

「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「山林」、「資材置場、駐車場等」

に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第35号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から5番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後に一括して行います。

1番案件については、区域3三橋委員より、2番案件については、区域2生川委員より、3番及び4番案件については、区域1市川委員より、5番案件については、区域2生川委員より、報告をお願いいたします。

はじめに、三橋委員より、報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、1,357㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和10年2月29日までとなり、2年5か月の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、生川委員より報告をお願いいたします。

○区域２（生川仁君） 続いて、２番案件をご報告いたします。

～２番案件について内容を説明～

２番案件の農地は、１筆、現況畑、911㎡でございます。

権利の存続期間は、令和７年10月１日から令和10年９月30日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、市川委員より報告をお願いいたします。

○区域１（市川芳男君） 続いて、３番及び４番案件をご報告いたします。

～３番から４番案件について内容を説明～

３番案件の農地は、１筆、現況畑、63㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、２番案件と同様です。

続いて、４番案件の農地は、１筆、現況畑、1,832㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、２番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、生川委員より報告をお願いいたします。

○区域２（生川仁君） 続いて、５番案件をご報告いたします。

～５番案件について内容を説明～

５番案件の農地は、１筆、現況畑、1,021㎡の内544㎡でございます。

権利の存続期間は、令和７年９月１日から令和12年８月31日までとなり、新たに５年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から5番案件までを報告のとおり、承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第37号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第37号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借り等をするため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に要請することについて、ご審議いただくものです。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、1,038㎡の内680㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までとなり、2年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件につきましては、先ほど、ご審議いただきました議案第36号と同様に、農地中間管理機構である神奈川県農業会議を通した貸し借りになりますが、地域計画に入っていない地区が対象となります。

地域計画区域外の農地につきましては、農地中間管理機構は、農業委員会の要請を受けて、貸し借りができるとされていることから、今回、農業委員会として要請することにつ

いて、ご審議いただくものです。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第37号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件を報告のとおり、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第38号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

10番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第38号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

被相続人が、令和6年11月21日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和7年7月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

相続人は、17筆、合計8,173㎡について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、1筆、畑、100㎡につきましては、陸稲が栽培されていました。

6筆、いずれも田、合計3,670㎡につきましては、水稻が栽培されていました。

3筆、いずれも畑、合計994㎡につきましては、準備中でした。

4筆、いずれも畑、合計2,396㎡につきましては、一体として耕作されており、ハウスでトマトが作付けされていました。

1筆、現況畑、1,332㎡のうち、198㎡につきましては、栗が肥培管理されていたほか、一部準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計815㎡につきましては、サツマイモが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、草刈機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人35歳、従事日数300日、専業、配偶者35歳、従事日数20日、

兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第38号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

6番今井委員より報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和7年7月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地9筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、1,214㎡につきましては、準備中でした。

1筆、現況畑、66㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、535㎡につきましては、準備中でした。

4筆、いずれも畑、合計889㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

1 筆、畑、1,216㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、田、565㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、ハーベスター、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人74歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続きまして、2 番案件をご報告いたします。

令和7年7月15日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4 筆、いずれも畑、合計1,562㎡につきましては、ハウス内でトマトが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、耕うん機、トラクター、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人88歳、従事日数300日、専業、子62歳、従事日数300日、専業、子の配偶者62歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

引き続き、3 番案件をご報告いたします。

令和7年7月15日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～3 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、現況畑、955㎡につきましては、ブルーベリーが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、マルチの機械、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人73歳、従事日数300日、専業、子44歳、従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

続きまして、4 番案件をご報告いたします。

令和7年7月15日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～4 番案件について内容を説明～

特例農地4筆の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも現況畑、合計885㎡につきましては、一体として耕作されており、カボチ

ャ、サツマイモ、里芋が作付けされているほか、一部準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計361.24㎡につきましては、インゲンが栽培されているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、管理機、乾燥機、ハンマーナイフ、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人61歳、従事日数300日、専業、配偶者57歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第40号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第40号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番及び2番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

1番案件は、申出事由の生じた者が、令和7年2月1日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、申出事由の生じた者の姉妹2人でございます。

令和7年7月16日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、1筆、畑、1,508㎡でございます。

現地は、準備中でした。

続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件は、申出事由の生じた者が、令和6年12月21日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、申出事由の生じた者の子でございます。

令和7年7月16日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、1筆、畑、231㎡でございます。

現地は、カボチャ、インゲンが作付けされていました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第40号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第8、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第20号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転

用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は、8ページ、1番案件から5番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページから10ページまで、1番案件から17番案件まで、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、店舗敷地、道路敷地、店舗・工場・車庫敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第20号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてご説明いたします。議案書は11ページになります。

本件は、農地法第18条第6項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから合意解約の通知を受けた案件となります。

～1番案件について内容を説明～

合意解約の合意が成立した日は、令和7年6月18日でございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第20号、農地法第

18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時35分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員